

広島県告示第三百二十二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定によって、短期入所に係る指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定した。

平成二十二年四月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービス所	指定年月日
名称	名称	
主たる事務所の所在地	所在地	
社会福祉法人中国新聞社会事業団	中国芸南学園第二成人部	
広島市中区土橋町七番一号	竹原市忠海東町二丁目一〇番一号	平成二十二年四月一日
社会福祉法人聖恵会	指定短期入所事業所聖恵	
竹原市忠海中町三丁目一六番一号	竹原市忠海中町三丁目一六番一号	平成二十二年二月一日